

# 宮城県国土利用計画（第五次）変更（最終案）の概要

【今回基準年次：平成25年， 目標年次：平成32年】

<p>1 県土利用の 基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図る。</li> <li>• 「<u>宮城県震災復興計画</u>」を着実に推進し、「<u>創造的な復興</u>」の実現を目指す中で、県内市町村の震災復興計画との調和が保たれた県土利用を図る。</li> </ul>		
<p>2 県土利用の 現状と課題</p>	<p>(1) 県土利用の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地利用上、構成比に大きな変化はないが、津波被害等による農地の減少や災害危険区域の指定等により利用目的の定まらない「その他」地目が増加。</li> <li>• 近年、自然的土地利用から都市的土地利用への転換は緩やかに推移してきたが、震災に伴う復興事業等により増加傾向。</li> </ul>	<p>(2) 県土利用の現状からみた諸課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 震災による基本的条件の変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人口の減少</li> <li>• 津波被害による農地の大幅減少</li> <li>• 復興のまちづくり</li> <li>• 沿岸被災地の市街地空洞化の加速</li> <li>• 安全性への要請と再生可能エネルギー</li> <li>• 地域コミュニティ弱体化</li> </ul> </li> <li>ロ 県土の有効利用と土地利用転換の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 都市機能の分散による環境負荷の増加や新たなコスト発生</li> </ul> </li> <li>ハ 県土利用の質的向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 安全な住環境確保</li> <li>• 防災機能の再構築</li> <li>• 自然との共生・循環を重視した県土利用</li> <li>• 美しい景観の形成等に対する要請の高まり</li> </ul> </li> <li>ニ 県土利用をめぐる新たな動き <ul style="list-style-type: none"> <li>• 震災復興計画等に基づいた土地利用</li> <li>• 国土強靱化基本計画の基本理念</li> <li>• 人口減少社会を見据えた地域のあり方</li> </ul> </li> </ul>	
<p>3 県土の利用 に関する 基本構想</p>	<p>(1) 県土利用の基本方針</p> <p>より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる 「持続可能な県土管理」の実現</p> <p>&lt;創造的な復興に向け「安全性の強化と質の向上」に主眼を置いた土地利用の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ <u>創造的な復興のための土地利用</u>（防災機能の強化を重視した県土利用，コミュニティの維持に配慮した県土利用）</li> <li>ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化</li> <li>ハ 県土利用の質的向上（安全で安心できる県土利用，自然との共生・循環を重視した県土利用，美しくゆとりある県土利用）</li> <li>ニ 県土利用をめぐる新たな動きへの対応（<u>震災復興計画・ビジョンに基づいた県土利用</u>，沿岸部の復興まちづくり，県土の強靱化，人口減少を見据えた地方創生の取組に配慮した土地利用）</li> </ul>	<p>(2) 地域類型別の県土利用の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 都市：市街地における土地利用の高度化 農山漁村との交流 低未利用地の有効利用の促進 <u>コンパクトなまちづくり</u> 災害に強い都市構造の形成</li> <li>ロ 農山漁村：優良農地及び森林の確保 農地の利用集積の推進 効率性・安全性を重視した土地利用</li> <li>ハ 自然維持地域： すぐれた自然の風景地等の適正な保全 環境に配慮したまちづくり 自然とのふれあいの場</li> </ul>	<p>(3) 利用区分別の県土利用の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 農地：<u>災害に強い農業・農村づくり</u></li> <li>ロ 森林：森林整備及び保全，林業・木材産業の活力回復</li> <li>ハ 原野等：保全，再生，自然環境への配慮</li> <li>ニ 水面・河川・水路： <u>地盤沈下に伴う低平地の治水安全度の向上</u></li> <li>ホ 道路：<u>防災道路ネットワークの早期形成</u></li> <li>ヘ 宅地：<u>安全・安心のまちづくり</u></li> <li>ト その他：低未利用地の再利用，耕作放棄地の有効利用 <u>沿岸部における多重防御によるまちづくり</u></li> </ul>
<p>4 県土の利用 目的に応じた区分ご との規模の目標及び地域 別の概要</p>	<p>(1) 規模の目標（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;農地&gt;効率的な土地利用による高生産性農業の実現 H25：1,296 km<sup>2</sup> ⇒H32：1,286 km<sup>2</sup>（当初 1,300 km<sup>2</sup>）</li> <li>&lt;森林&gt;森林の保全機能と多面的機能に配慮 H25：4,164 km<sup>2</sup> ⇒H32：4,148 km<sup>2</sup>（当初 4,151 km<sup>2</sup>）</li> <li>&lt;住宅地&gt;安全な住環境の確保と良好な居住環境の形成 H25：272 km<sup>2</sup> ⇒H32：282 km<sup>2</sup>（当初 288 km<sup>2</sup>）</li> </ul>	<p>(2) 地域別の概要（地域区分）</p> <p>県中南部地域：土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用を通じ，良好な市街地の形成と再生が計画的に行われる土地利用</p> <p>県北西部地域：豪雨等による山崩れや土砂流出，地すべり等山地災害を防止する取組を進める土地利用</p> <p>県北東部地域：大規模地震に起因する津波による被害を最小限にするため，海岸保全施設の整備を推進し，沿岸域における県土の <u>保全と安全性が確保される土地利用</u></p>	
<p>5 本計画を達成するた めに必要な措置の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>創造的な復興のための土地利用の推進</u></li> <li>(2) 国土利用計画法等の適切な運用</li> <li>(3) 地域整備施策の推進</li> <li>(4) 県土の保全とさらなる安全性の確保</li> <li>(5) 環境の保全と美しい県土の形成</li> <li>(6) 土地の有効利用の促進</li> <li>(7) 土地利用転換の適正化</li> <li>(8) 多様な主体との連携・協働による県土管理の推進</li> <li>(9) 県土に関する調査の推進と成果の普及啓発</li> <li>(10) 指標の活用</li> </ul>		

〔凡例〕 下線：第五次計画（現行）からの主な変更箇所